

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料交換機操作室計算機に「エラーメッセージ（メモリー機能異常）」の発生が認められたため、当該計算機を点検・修理	D	
2	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置冷却塔（B）散水ポンプ（B）に固着（ハンドターニング不可）が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
3	1号機	原子炉建屋2階空調機室に雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	高圧復水ポンプ（C）メカニカルシール部（カップリング側）よりリーク（3滴/秒）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
5	2号機	6900V高圧配電盤（B）遮断器投入操作において、遮断器開閉表示緑ランプに不点灯が認められたため、当該遮断器投入操作を再度実施	D	
6	3号機	ヒューズ収納盤（原子炉建屋1階北側制御棒駆動水圧制御ユニットスクラム電磁弁ヒューズ）に接続している電線管（1本）に接地線が未接続であることが認められたため、当該接地線を接続	D	
7	4号機	低圧復水ポンプ（C）出口圧力指示計点検において、計器精度外れが認められたため、当該指示計を修理	D	
8	4号機	制御棒駆動水ポンプ（A）ドレン弁点検において、ブッシュネジに固着が認められたため、対応検討	D	
9	4号機	タービン建屋1階480Vパワーセンタ室床ハツリ作業において、6900V高圧配電盤室、主油タンク室コンセント用埋設電線管及びケーブルを損傷させたため、当該部を修理及び対応検討	C	
10	4号機	制御棒駆動機構交換装置使用後点検作業において、着脱ヘッドの一部を損傷させたため、当該部を修理	C	
11	4号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（A）点検において、防食亜鉛板取付用プレート取外中に、手を挟まれ負傷したため、対応検討	B	
12	4号機	高圧復水ポンプエリア換気空調系局所空調機（23）ドレンパンとドレン配管接続部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	4号機	6900V高圧配電盤（D）点検において、接地装置用制御電源遮断器に動作不良（「入」にならない）が認められたため、当該遮断器を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	タービン補機冷却系ポンプ出口ヘッダ圧カスイッチ点検において、電源スイッチの動作不良（接触不良）が認められたため、当該スイッチを修理	D	
15	5号機	原子炉補機冷却系ポンプ（A）モータ（カップリング側）に異音が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	5号機	主タービントーニング装置動作確認において、当該装置の動作不良（ギアの噛合い不良）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
17	5号機	高圧復水ポンプエリア換気空調系局所空調機（21）にVベルトの緩みが認められたため、当該Vベルトを点検・調整	D	
18	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）海水入口側フランジ部にリーク跡（塩の結晶）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	5号機	所内ボイラ（B）汽胴ガラス水面計よりリーク（微量）が認められたため、当該水面計を点検・修理	D	
20	5号機	所内ボイラ（B）水抜き操作において、「胴レベル低低」のランプ不点灯が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
21	5号機	タービン補機冷却系サージタンクレベル制御弁点検において、フレキシブル電線管接続部を破損させたため、当該部を修理	D	
22	5号機	定期事業者検査（高圧注水系設備検査、蒸気タービン設備検査）において、検査要領書に誤記（改訂番号）が認められたため、当該要領書を改訂及び対応検討	D	
23	5号機	S I 単位化修理（計器交換）工事において、圧力指示計の一部に交換未実施が認められたため、対応検討	C	
24	6号機	燃料交換機操作室空調機室外機のフィンに目詰まりが認められたため、当該フィンを点検・清掃	D	
25	集中環境施設	補助ボイラー（C）主バーナ（予備バーナ6）の燃料噴霧蒸気部より蒸気リークが認められたため、当該バーナを点検・修理	D	
26	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）焼却炉内点検用手動ウインチワイヤーに摩耗が認められたため、当該ワイヤーを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで